

林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付要綱

令和8年3月16日付 7信木第574号 林務部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油・原材料価格の高騰等に直面する県内林業事業体等が、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図るため、より高効率な環境対応設備への更新や新設することについて、要する経費の一部を予算の範囲内で補助するにあたり、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるものの他、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「林業事業体等」とは、県内に事業所を置き事業活動を行っている次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 森林組合及び森林組合連合会
- (2) 林業、きのこ生産(しいたけ、なめこ、くりたけ、まつたけ、ぬめりすぎたけ、やまぶしたけ、その他野生きのこ、菌床栽培を除くまいたけの生産に限る。)、苗木生産のいずれかを営む株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、事業協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、個人事業主等

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者をいう。

- (1) 県内に事業所又は住所を有すること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常時使用する従業員の数が300人を超える会社又は個人
 - イ 県税の滞納がある者
 - ウ 林業事業体等及びその役員が、長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)に規定する暴力団又は暴力団員等に該当する者、暴力団員が役員である者又は暴力団と密接な関係を有している者
 - エ 省エネ設備及び再エネ設備の更新等を行う事業所のエネルギー(電気、ガス等)の使用量を把握することができない者
 - オ 令和7年度補正予算により県が交付する「エネルギーコスト削減助成金(中小企業者向け)」、「私立学校エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「保育施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「児童養護施設等におけるエネルギーコスト削減促進事業補助金」、「社会福祉施設等エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「山小屋エ

エネルギーコスト削減促進事業補助金」、「農業エネルギーコスト削減促進事業補助金」に申請又は申請する予定がないこと
カ 国、県及びその他の補助金等による同一内容の支援を受けないこと
キ その他知事が適当でないと認める者

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、対象設備の更新・新設の対象となる建物等を県内に有する林業事業体等が、より高効率な環境対応設備への更新や新設を行うことにより、エネルギーコストを削減し、収益構造の改善を図ろうとする事業とし、別表に掲げるコースを選択するものとする。

(補助対象設備)

第5条 補助金の交付の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、原則、交付申請時点においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づくトップランナー基準を満たす製品のうち、別表に掲げるとおりとする。

- 2 やむを得ない理由により、交付申請時点においてトップランナー基準を満たさない設備への更新等を行う場合は、あらかじめ様式第2号により知事に協議するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による協議を受けたときは、当該協議内容が適当であるかどうかを審査し、その可否を決定するものとする。

(補助対象経費、補助率、下限額及び上限額)

第6条 第4条で規定する補助事業において、更新や新設の補助対象となる環境対応設備、補助率、下限額及び上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費は、補助事業の実施に要する次に掲げる経費のうち、交付決定日から令和9年1月8日までに更新又は新設設備の発注、納品、検収、支払が全て完了した経費とし、知事が適当と認めたものとする。

(1) 設備費 補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費をいう。

(2) 工事費 補助事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。

(3) 処分費 補助対象設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費をいう。ただし、更新前の設備を処分した際に得られた収益は、補助対象経費から控除する。

- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象としない。

(1) 過剰であるとみなされるもの又は予備若しくは将来用のものに要する経費

(2) 中古の設備の導入に係る経費

(3) 設備取得に付随する諸経費(リース料、保証料等)

(4) 消費税及び地方消費税に相当する経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は上限額のいずれか少ない額を限度とする。

2 前項の規定により計算した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする林業事業者等は、次項の補助金交付申請書に第3項各号の関係書類を添付して知事に提出することにより、交付申請を行うものとする。

2 規則第3条に規定する申請書は、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請(様式第1号)とする。

3 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 林業エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画書(様式第1号の2)
- (2) 予算収支内訳書(様式第1号の3)
- (3) 補助要件確認書兼誓約書(様式第1号の4)
- (4) 補助対象経費にかかる見積書の写し(2者以上)
- (5) 導入しようとする設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し
- (6) 更新の場合は、更新前の既存設備の仕様・性能がわかる書類(カタログ等)の写し
(省エネルギー投資促進支援事業『(Ⅲ)設備単位型』補助対象設備一覧(一般社団法人環境共創イニシアチブHPを参照)に登録されている設備に更新する場合は不要)
- (7) 省エネ設備等の更新等を行う前の設備・建物の状況が確認できるカラー写真
- (8) 法人においては履歴事項全部証明書の写し、個人においては住民票の写し(いずれも交付申請の3か月以内に発行されたもの)
- (9) 県税に未納がないことを証明する納税証明書の写し(交付申請の3か月以内に発行されたもの)
- (10) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項の交付申請を受けたときは、内容を審査の上、適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

2 知事は、規則第5条の規定により、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業を行うために締結する契約については、少なくとも2者以上からの見積書を徴取する等、より安価な発注先を選定すること。これにより難しい場合は、任意様式による理由書を提出すること。
- (2) 前条の通知受領後、県が本補助事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施にあたっては、この要綱ならびに関係する法令及び条例の規定を遵守すること。

(交付申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、第9条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条の通知があった日から20日以内に林業エネルギーコスト削減促進事業補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画の内容の変更又は予算収支内訳書における補助対象経費の総額や配分の変更をしようとするときは、あらかじめ林業エネルギーコスト削減促進事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第4号)により知事に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する軽微な変更にあつては、この限りではない。

- (1) 補助金交付の目的に変更をもたらすものではないもの
- (2) 補助金の増額がなく、かつ補助対象経費が20%未満の増減であるとき

- 2 知事は、前項の規定による変更の申請を受け、これを承認したときは、変更交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年1月8日のいずれか早い日までに、林業エネルギーコスト削減促

進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）により、規則第 12 条第 1 項に規定する報告を行うものとする。

2 規則第 12 条第 1 項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 林業エネルギーコスト削減促進事業補助金実績内容説明書（様式第 6 号の 2）
- (2) 実績収支内訳書（様式第 6 号の 3）
- (3) 補助対象経費証票類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書、支払を証する書類等）の写し
- (4) 更新等を行った省エネ設備等の現況及び型番が確認できるカラー写真
- (5) 更新の場合は更新前設備の産業廃棄物管理票（マニフェスト）等が適正に処理されたことを証明する書類の写し、又はそれに代わる書類等
- (6) 県に提出した事業活動温暖化対策計画書（第 5 次計画期間）の写し（促進コースに限る）
- (7) 長野県 SDGs 推進企業登録制度に登録済の場合は登録証の写し、又は申請済であるが登録証がない場合は長野県 SDGs 推薦企業登録申請書（実施要領様式第 1 号）の写し（促進コースに限る）
- (8) 取得財産等管理台帳（様式第 6 号の 4）（第 18 条の規定に該当する取得財産等がある場合に限る）
- (9) 前各号に掲げるものの他、知事が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 14 条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて現地調査を行い、報告の内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第 15 条 補助事業者は、補助金額の確定後、補助金の支払いを受けようとするときは、林業エネルギーコスト削減促進事業補助金請求書（様式第 7 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 知事は、補助事業者が規則第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に支払われている補助金があるときは、規則第 16 条の規定により、補助事業者に対して、期限を定めて、その返還を命じることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により、補助の返還を求められたときは、規則第 17 条の規定による加算金及び延滞金を県に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した環境対応設備等（以下「取得財産等」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち、規則第 19 条第 2 号及び第 3 号の規定により知事が指定する処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の機械装置、その他の財産とする。

2 規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定による期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ林業エネルギーコスト削減促進事業補助金財産処分承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認を受けた補助事業者が当該処分により収入があったと認めたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(報告等)

第 19 条 促進コースの補助事業者は、補助事業終了後の令和 9 年度から令和 11 年度までの毎年 7 月末日までに、長野県地球温暖化対策条例に基づき、事業活動温暖化対策計画の実施状況等を報告すること。

2 知事は、この事業の実施に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告又は書類の提出を求めるか、若しくは調査することができる。

(関係書類の保管)

第 20 条 補助事業者は、補助金の申請に係る資料及び帳票類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、第 15 条の補助金の支払いを受けたときは、補助金額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間、前項の資料及び帳票類を全て保管しておかなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。

(別表) 第4、5、6条関係

コース	共通要件	個別要件	補助対象となる環境対応設備（設備区分）	補助率	下限額	上限額
基本 コース	以下のいずれの要件も満たすこと	—	(更新) 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシに限る） (新設) 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備 ※交付申請時点において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準を満たす製品であること	1/2以内 発電設備は出力1kWあたり4万円以内	50万円	500万円
促進 コース	1 補助事業は、県内において実施すること 2 取得財産等を固定資産台帳へ記載する場合には、設置場所が県内となるようにすること	以下のいずれの要件も満たすこと 1 事業活動温暖化対策計画書（第5次計画期間）を県に提出している又は提出すること（温室効果ガス排出量の目標削減率を9%以上（年平均3%以上）とすること） 2 長野県SDGs推進企業登録制度における登録を行っている又は行うこと	(更新) 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備（断熱ガラス及びサッシ、エントランスドアに限る） (新設) 発電設備（太陽光パネル及び付属設備であって出力50kW未満に限る）、エネルギー管理設備（BEMS、FEMS）、木質バイオマスエネルギー利用設備、EV用充電器、建物付属設備（風除室、エントランスドア、カーポートに限る） ※交付申請時点において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー基準を満たす製品であること	3/4以内 発電設備は出力1kWあたり4万円以内	—	1,500万円

※補助対象となる環境対応設備（設備区分）に含まれる詳細な設備種別は、対象設備一覧表で別に定める。

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。